

◆こども医療費助成を中学校3年生まで拡大します◆

各種医療費助成のこれまでの自己負担500円を市が負担します

市では子育てしやすい環境を整備するため、さまざまな取組みを行っています。その一環としてのこども医療費助成をはじめとする各種医療費助成制度が平成21年4月診療分から拡大となります。主な変更内容は次のとおりです。

	助成対象範囲	主な変更内容
こども医療費助成制度	出生や転入から15歳到達後、最初の3月31日まで（入院時食事療養費の助成有）	平成21年4月から中学校3年生まで拡大します。 下野市単独で、これまでの小学校3年生から中学校3年生まで助成対象範囲を拡大します。平成21年4月1日診療分から適用となります。 医療費が500円以下でも申請できるようになります。 自己負担500円を市が負担しますので、3歳以上のお子様の500円以下の保険診療でも助成申請することができます。（平成21年3月31日診療分までは500円の自己負担をいただきます。）
妊産婦医療費助成制度	母子手帳交付月から出産や流産した月の翌月末まで	医療費が500円以下でも申請できるようになります。 自己負担500円を市が負担しますので、500円以下の保険診療でも助成申請することができます。（平成21年3月31日診療分までは500円の自己負担をいただきます。）
ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後、最初の3月31日までの子を扶養するひとり親家庭の親と子（所得制限有）	医療費が500円以下でも申請できるようになります。 自己負担500円を市が負担しますので、500円以下の保険診療でも助成申請することができます。（平成21年3月31日診療分までは500円の自己負担をいただきます。）
重度心身障害者医療費助成制度	身体障害者手帳1級及び2級の方 療育手帳A1及びA2の方 身体障害者手帳3級及び4級かつ知能指数50以下の方	65～74歳の後期高齢者医療制度加入条件がなくなります。 後期高齢者医療費制度に加入していなくても、自己負担1割上限で医療費助成が受けられるようになります。 医療費が500円以下でも申請できるようになります。 自己負担500円を市が負担しますので、500円以下の保険診療でも助成申請することができます。（平成21年3月31日診療分までは500円の自己負担をいただきます。） 今年からは「助成の特例」（自己負担500円の免除）の届出の必要がなくなります。 これまでは毎年6月に「助成の特例」の受付をしていましたが、市が自己負担500円を負担することにより、この手続きの必要がなくなります。